

国家戦略特区 WG による規制改革の提案の具体化のための助言

申込表

地方公共団体名：神奈川県小田原市

担当者氏名：

連絡先：

- ① 今回の提案に当たって、特に重視したポイント、前回（4月）から追加、変更ポイントなどを、以下に記載してください。

前回提案へのご指摘を踏まえて、「小田原ならではのスーパーシティとはどのような街か」「その街を創り出すためにはどのような規制改革が必要なのか」ということを改めて検討しました。

結果、「2050年の脱炭素社会実現」がわが国の目標となる中で、環境・エネルギー分野を中心とした提案内容の深掘りを行い、「脱炭素」と「エネルギーと経済の地域好循環」とを実現し、世界のモデルとなる街を創り、デジタル田園都市国家構想等にもつながる取組みと、その取組みを継続的、自走的に実現するために必要な規制改革について再提案しています。

- ② 特区 WG の場において、特に、有識者から助言等を依頼したい項目（3～5項目程度）を、以下に記載してください。

提案名	分野
1 ① 電気・ガスの使用量データに係る目的外使用規制の特例を設ける規制改革（電気事業法第 23 条、ガス事業法第 54 条、同法第 80 条等）	エネルギー・環境
1 ② クリーン&スマートライフ情報プラットフォーム（CSLIP・仮称）においてマイナンバー（個人番号）による個人情報検索・管理を可能とする規制改革（マイナンバー法第 9 条等）	行政手続、エネルギー・環境等
2 ① 究極のゼロカーボン・デジタルタウンを実現するため、脱炭素モデル地域内の容積率、建ぺい率、高さ等の制限に特例を設ける規制改革（建築基準法第 43 条等）	街づくり
2 ② 究極のゼロカーボン・デジタルタウンの内部及び周辺においては、二酸化炭素を排出しない車両のみ通行を可能とする特例を設ける規制改革（道路交通法第 4 条等）	交通、街づくり
3 ① 金融機関が脱炭素関連事業を自ら営むことができるよう、いわゆる「他業規制」の特例を設ける規制改革（銀行法第 12 条等）	金融
3 ② 金融機関が脱炭素関連事業を営む企業に出資することができるよう、いわゆる「出資規制」の特例を設ける規制改革（独占禁止法第 11 条、銀行法第 16 条の 2・4 等）	金融

③ 有識者の助言等に当たって、特に依頼したい事項を、以下に記載してください。
(自由記載)

本市がご相談する規制は、規制を巡る議論が行われているにも関わらず、改革が実現していないという意味において「岩盤規制」です。

実現しない理由のうち最大のもは改革により生じるリスクですが、改革を実現するため、提案者である本市はどのようにリスクを解決すべきか、有識者の皆様からご助言を賜りますようお願い申し上げます。

<送付先・お問い合わせ先>

- ・内閣府 地方創生推進事務局
- ・電 話：03-5510-2463 ・メールアドレス：g.super-city.i9e@cao.go.jp



スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関する再提案書別紙

小田原市スーパーシティ構想

大胆な規制改革などについての再提案 御説明資料 (抜粋)

クリーン&スマート城下町“ODAWARA”計画

スーパーシティ & 脱炭素先行地域 & デジタル田園都市国家構想の先駆けを目指して

神奈川県小田原市

令和3年10月15日 提出
11月4日 ヒアリング

① 電気・ガスの使用量データに係る目的外使用規制の特例を設ける規制改革 (電気事業法第23条、ガス事業法第54条、同法第80条等)

<規制改革の必要性(地域課題)>

各家庭の電気・ガス・水道の使用量はメーターで計測し、使用量に応じて料金が算定される。導入に向けた取り組みが進みつつある高性能なスマートメーターを活用すれば、電気・ガス・水道の使用量をリアルタイム(厳密に言えば、リアルタイムではないが、情報の活用方法に応じた適切な頻度。以下同じ。)で計測することが可能となる。

使用量データを活用すれば、様々な市民サービスが可能となり(P18・19参照)、現在、産学官で検討や実証実験が進んでいるところであるが、**電気・ガス・水道の使用量データは以下のとおり扱いが異なり、実装の妨げ**となっている。

電気：料金算定以外での使用(目的外使用)禁止(電気事業法第23条)。災害時等の情報提供は可能(同法第34条)。

認定電気使用者情報利用者等協会を通じた提供は可能(同法第37条の3・R4.4施行)。

ガス：料金算定以外での使用(目的外使用)禁止(ガス事業法第54条・第80条)。

水道：法令上の定めなし(事業者である各地方公共団体が条例等で取り扱いを定める)。

※ **電気・ガス・水道の使用量データを突合することで、単体を分析するよりも幅広く、精緻な分析が可能**(詳細P18)。

<規制改革の内容、住民の合意の必要性、実施時期>

(関係法令等別紙①)

市長は、本市内における電気・ガスの使用量データについて、事業者に対して必要な情報を提供することを求めることができるものとする(電気・ガス・水道の取り扱いを合わせる)。事業者は、市長の求めがあった時は、正当な理由がない限り、速やかにその求めに応じなければならない(事前合意に基づくリアルタイムでの情報共有を想定)。

なお、市長は提供された情報について、適切に取り扱わなければならない。

また、個人データの収集は本人同意を前提とするため、必ずしも市民の合意は必要ではない。一方で、制度の普及を進めるためには、市民への十分な説明と理解が必要と認識。

加えて、早期のサービス実装を目指して、速やかに準備に着手したい(要件を満たした住宅から順次実装)。

<規制改革の効果>

電気・ガス・水道の使用量データを本市が一元的に把握することが可能となれば(電気・ガスの使用量データの取り扱いが水道と同様になれば)、**本市が構築するデータ連携基盤(都市OS)を通じて当該データを様々な分野で活用することが可能となり、市民の生命の保護、福祉の増進等に大きく貢献する**(具体的な活用方法についてはP18・19参照)。CSLIPは、本市をはじめ、関係するエネルギー事業者、大学、情報通信関係企業等が協力して構築することに合意している。

① 電気・ガスの使用量データに係る目的外使用規制の特例を設ける規制改革 (電気事業法第23条、ガス事業法第54条、同法第80条等)

<規制改革を巡る論点と本市の考え方>

- ① 電気の使用量データについては、認定電気使用者情報利用者等協会を通じて入手することが可能であるが(電気事業法第37条の3(令和4年4月施行))それでは問題があるのか。

➡ 本市が提案しているのは、同種の情報であるにも関わらず、取り扱いに差異が生じている電気・ガス・水道の使用量データの取り扱いを整理したうえで、得られた情報を基に本市が情報プラットフォームを構築し、市民の生命の保護、福祉の増進等のために活用するという規制改革である。

地方公共団体が市民の生命の保護、福祉の増進等のために活用する場合には、認定電気使用者情報利用者等協会は速やかに必要な情報を提供する、という運用方針が確立しているのであれば、電気事業法については必ずしも規制改革を行わなければならない訳ではないかもしれないが、そのようになっているとは認識しておらず、また、そのようになっているとすれば、認定電気使用者情報利用者等協会を経由する必要はないものとする。

- ② 災害時等の緊急時には通電情報などを地方公共団体に提供する制度がある(電気事業法第34条)が、それでは問題があるのか。

➡ 災害時等に通電情報などが得られれば、避難経路の判断等に大いに資するものである。

ただし、電気の使用量やガス・水道の情報まで分かれば、要支援者・要救助者の有無や人数まで推測することが可能となり、より効果的に市民の生命を保護することが可能となる。

また、本市は非災害時においても市民の福祉の増進のために使用量データを活用する旨を提案しており、その観点からも、電気事業法第34条だけでは十分ではない。

- ③ 個人情報保護をどのように考えているのか。

➡ 得られた情報は、本市が個人情報保護条例等を基に適切に管理する。

電気・ガス・水道の使用量データを入手・活用する場合には、本人の同意を前提とする予定である(一方で、すべての住民が新規に転入してくるグリーンフィールド型のゼロカーボン・デジタルタウンにおいては、既存住戸よりも同意が得やすいと考えており、街の全戸において同意を得ることを目標としている。)

なお、本市のスーパーシティ構想におけるデータ連携基盤の安全管理基準適合性や住民等の個人情報の適切な取り扱いについては、必要な水準を満たしている旨を有識者より評価していただいている。

① 電気・ガスの使用量データに係る目的外使用規制の特例を設ける規制改革 (電気事業法第23条、ガス事業法第54条、同法第80条等)

<規制改革を巡る論点と本市の考え方>

- ④ Home Energy Management Service (HEMS) を活用すれば、電気の使用量データ等を把握し、様々なサービスにつなげることができる。それを既に事業化している企業もあるが、規制改革が必要なのか。

HEMSを活用して家庭内の電気機器の電気使用量や稼働状況を把握し、電力使用の最適化につなげる取り組みは本市も承知しており、省エネ等に役立つものと期待している。

一方で、本市が構築しようとしている情報プラットフォームは、単に電気の使用量を把握・記録して省エネに役立つ、家庭内で省エネに取り組む、というものではなく、スマートメーターを活用し、リアルタイムで電気・ガス・水道の使用量を測定、それを基に住民の行動、生活を把握し、様々な分野で役立つものである。HEMSとは目的も内容も大きく異なるものと認識している。

本市が構築する情報プラットフォームにおいても、HEMSと連携すればその情報を活用できる部分もあるが、そもそも役割が異なるものであると評価している。

逆に、スマートメーターから直接情報を入手することができるようになれば、(スマートメーターの性能にもよるが)わざわざ別にHEMSを設置する必要がなくなるものと考えている。

加えて、現在、HEMS又は同様のシステムによって、様々な顧客サービスを提供している企業が存在することは承知している(省エネ、エネルギーの漏洩防止、住民の見守り等)。しかしながら、本市が計画しているプラットフォームのように、使用量データそのものを活用して、様々な分野のサービス(行政サービスを含む)につなげるスキームは、現時点では存在しないと認識している。

- ⑤ (HEMSのように)使用量データを一旦は本人に提供し、本人から第三者に提供して活用する形式であれば規制改革は不要であるが、それでは問題があるのか。

本市としては、そのようなスキームが問題なく認められるのであれば、本人同意に基づいて事業者が使用量データを提供することも実体的な問題がないと認識している。

住民に経済的、手続的な負担をかけてまで法令の抜け穴を探すのではなく、弊害の乏しい、あるいはメリットが弊害を上回る規制について、その改革を提案することが本市の選択であり、スーパーシティや規制改革の理念にも合致すると考えている。

② クリーン&スマートライフ情報プラットフォーム（CSLIP・仮称）においてマイナンバー（個人番号）による個人情報の検索・管理を可能とする規制改革（マイナンバー法第9条等）

<規制改革の必要性（地域課題）>

本市は、スーパーシティ構想（案）の中で、電気・ガス・水道の使用量データ等を本市が一元的に把握したうえで、本市が構築するデータ連携基盤（都市OS）を通じて、防災、福祉、環境等の様々な分野で活用する「クリーン&スマートライフ情報プラットフォーム（CSLIP・仮称）」を構築することとしている。

CSLIPを効果的、効率的なものとするためには、電気・ガス・水道の使用量データと他のデータを幅広い範囲で、かつ簡便に連携させることが重要である。

そのためには、マイナンバーを活用して必要な情報の検索・管理を行うとともに、必要と認められる場合には第三者に情報を提供すること（マイナンバーを活用した個人情報の紐づけ）が可能となることが望まれる。

（活用例）

使用量データで生活リズム把握→都市OSを通じて病院が当該情報を入手→電子カルテと連携させ正確な診療・治療へ

<規制改革の内容、住民の合意の必要性、実施時期>

（関係法令等別紙②）

マイナンバーの利用範囲はマイナンバー法第9条及び別表第1において、マイナンバーを含む個人情報の提供範囲は同法第19条及び別表第2において規定されているが、本市の都市OS上において、特に市民の福祉の増進に資する事務の処理にマイナンバーを利用することを可能とし、必要な情報を必要な者に対して提供することができるものとする。

なお、市長及び情報の提供を受けた者は、個人情報について適切に取り扱わなければならない（本市個人情報保護条例等に基づき適切に取り扱う予定。）。

また、個人データの収集は本人同意を前提とするため、必ずしも市民の合意は必要ではない。一方で、制度の普及を進めるためには、市民への十分な説明と理解が必要と認識。

加えて、CSLIPを早期に構築できるよう、速やかに準備に着手したい（要件を満たした住宅から順次実装）。

<規制改革の効果>

電気・ガス・水道の使用量データと他のデータをマイナンバーを通じて連携させて、市民・事業者が簡便に活用することができるようになれば、防災、福祉、未病、環境等の様々な分野において**市民の生命の保護、福祉の増進等に大きく貢献**する（具体的な活用方法についてはP18・19参照）。

CSLIPの構築については、本市をはじめ、本市と連携している大学・情報通信関係企業等が協力して取り組むことで、安全かつ使いやすいプラットフォームを構築する予定である。

1② クリーン&スマートライフ情報プラットフォーム（CSLIP・仮称）においてマイナンバー（個人番号）による個人情報の検索・管理を可能とする規制改革（マイナンバー法第9条等）

<規制改革を巡る論点と本市の考え方>

- ① マイナンバーの取り扱いは、その重要性に鑑みて慎重を期すべきものであるが、マイナンバーを活用しなければエネルギー情報プラットフォームにおいてデータ連携ができないのか。

➡ マイナンバーを活用しなくとも、個人を識別可能な情報（例：市民ID）を設定し、必要な情報を当該個人識別情報に紐づけるようにすれば、データ連携ができない訳ではない。

しかしながら、本市は、マイナンバー制度について、効率的な情報の管理及び利用、行政運営の効率化、そして手続の簡素化による国民の負担軽減・利便性向上を目的として導入された制度であると認識している。エネルギー情報プラットフォーム、ひいては都市OS内におけるマイナンバーを活用した情報の連携（紐づけ）は、まさにその目的に資するものである。

逆に、マイナンバーが存在するにも関わらず、別途、市民IDを設定することは、効率性に欠けるものと考えている（市民IDによる情報連携を行った場合には、将来的に、複数の情報を連携させるためにマイナンバーと市民IDを紐づける、といった非効率的な事態を招来する可能性もある。）。

- ② CSLIP以外でもマイナンバーを活用するのか。

➡ 本市がスーパーシティとして構築する都市OSにおいて、マイナンバーを活用することで複数の情報の連携が簡便に可能となり、市民の福祉を増進することができるのであれば、活用を検討すべきと認識している（例：災害情報と住所情報、連絡先の連携等）。

一方で、マイナンバーの重要性に鑑み、都市OSで可能となる手続き全てについてマイナンバーを使用することが適当とは考えておらず、慎重に検討したいと考えている（例：施設予約においてマイナンバーを求めるのか）。

- ③ 個人情報保護をどのように考えているのか。

➡ マイナンバーを含む個人情報については、本市が個人情報保護条例等を基に適切に管理し、マイナンバー法の規制も適用される。

また、都市OSにおいてマイナンバーを使用する場合には、本人の同意を前提とする予定である。

なお、本市のスーパーシティ構想におけるデータ連携基盤の安全管理基準適合性や住民等の個人情報の適切な取扱いについては、必要な水準を満たしている旨を有識者より評価していただいている。

2① 究極のゼロカーボン・デジタルタウンを実現するため、脱炭素モデル地域内の容積率、建ぺい率、高さ等の制限に特例を設ける規制改革（建築基準法第43条等）

<規制改革の必要性（地域課題）>

本市は、本市並びに国の脱炭素化の目標を達成する第一歩として、2030年までに市内に「脱炭素モデル地域」を構築し、当該地域における「脱炭素」と「エネルギーと経済の地域好循環」を実現する予定である。

一方で、本市の脱炭素化等の取り組みの主たる部分を担うのは民間企業であり、また、そうでなければ取り組みが自走、継続することはない（行政だけの努力で社会の在り方を変えることは困難）と認識しており、脱炭素モデル地域も、行政が基本構想を策定したうえで、民間企業と市民が脱炭素型の街を構築・運営することを基本理念としている。

このような理念を実現するためには、民間企業と市民が当該地域で脱炭素型の街づくり、そして生活に魅力・メリットを感じ、自らそれを選択していただかなければならない。

他方、グリーンフィールド型の脱炭素モデル地域（究極のゼロカーボン・デジタルタウン）においては、街をゼロから計画的に建設するため、既存の都市計画関係法令を適用しなくとも良好な都市環境を構築することが可能である。

<規制改革の内容、住民合意の必要性、実施時期>

（関係法令等別紙③）

指定された本市内の区域においては、用途規制、容積率、建ぺい率、高さの最高限度、接道要件等の規制にとらわれずに都市計画を策定し、それに基づく街づくりを行うことができるものとする（都市再生特別措置法上の都市再生特別地区とほぼ同様の取り扱いとする（建築基準法第60条の2等））。

但し、当該区域内においては、脱炭素社会の実現に資する建築物以外は建築が認められないこととする（※）。

なお、本特例の活用は周辺的生活環境等に影響を及ぼすため、地域住民の合意を得たうえでの計画決定が必要と認識。また、本市は究極のゼロカーボン・デジタルタウンの2030年までの構築に向けて、速やかに準備に着手する予定。

（※）建築が認められる建築物は、ZEB・ZEHであること、地元産の木材を一定以上使用していること等を想定しているが、具体的な基準は都市計画等において定めることを予定。

<規制改革の効果>

究極のゼロカーボン・デジタルタウンにおいて、住民の意向を踏まえた魅力的な街づくりを計画的に進めることが可能であり、住民が環境意識に加えて、メリットを感じて居住を選択することが期待される。住民の転入が期待されれば、企業の投資につながるため、自立的、自走的に構築・運営されることが見込まれる。中長期的には、取り組みを市内外、国内外へと横展開することが可能となり、世界の脱炭素化に資するとともに、本市に経済的な利益をもたらすことが期待される（インフラの海外輸出）。

2① 究極のゼロカーボン・デジタルタウンを実現するため、脱炭素モデル地域内の容積率、建ぺい率、高さ等の制限に特例を設ける規制改革（建築基準法第43条等）

<規制改革を巡る論点と本市の考え方>

- ① 当該区域を都市再生特別地区として指定すれば良いのではないか。

都市再生特別地区は、都市の国際競争力強化等のため、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保するための都市を再生することを目的としている。本市は、成果（技術やノウハウ）を海外展開（インフラ輸出）することを視野に入れているが、目的としているのはあくまでも脱炭素モデル地区（炭素排出量ゼロの街）の構築であり、目的が合致しないと認識している（誤解を恐れずに極言すれば、国際競争力が低下してでも脱炭素化の実現を目指す街である。）。

また、本市が特例を設けることを希望する規制のうち、接道要件（建築基準法第43条）の特例については、都市再生特別地区においては実現することが困難である。

- ② 接道規制まで特例を設けて、住民の安全が確保できるのか。

グリーンフィールド型の脱炭素モデル地域（究極のゼロカーボン・デジタルタウン）として、街をゼロから計画的に整備することから、本市と建築事業者、街の運営を担う予定の街づくり会社等が緊密に連携し、特例を設けても住民の安全が確保される措置を講じる。

（例：消防車が近接できなくとも、防火水槽や大型放水車の放水搭を活用して消火可能とする。）

- ③ 建築基準法に規定されている特例許可を活用すれば、規制改革は不要ではないか。

現行の建築基準法に規定されている特例許可を受ければ可能となる場合もあるが、当該許可はあくまでも特例での許可であり、原則は禁止されている。本市の規制改革提案は、特例を原則化することとするものであり、理念の面でも、モデル地域全域での設置を予定しているという趣旨の面からも、住民・事業者の予見可能性による参入意欲促進の観点からも、ただし書きによる特例許可には馴染まないと考えている。

- ④ 具体的な特例の内容（上限・下限など）はどのように定めるのか。

当該区域の街づくりの基となる都市計画において定める予定であるが、個別の規制ごとに事業者等から提案を募集し、創意工夫による独創的で魅力的な街づくりを目指したいと考えている（都市再生特別地区に認められている提案制度を想定。）。

2② 究極のゼロカーボン・デジタルタウンの内部及び周辺においては、二酸化炭素を排出しない車両のみ通行を可能とする特例を設ける規制改革（道路交通法第4条等）

<規制改革の必要性（地域課題）>

本市は、本市の脱炭素化の目標（2050年にCO2排出量実質ゼロを達成）並びに国の脱炭素化の目標（2030年温室効果ガス46%削減、2050年脱炭素社会実現）を実現する第一歩として、2030年までに市内に「脱炭素モデル地域」を構築し、当該地域において「脱炭素」と「エネルギーと経済の地域好循環」を実現する予定である。

脱炭素化を実現するためには、建築物や供給されるエネルギーだけではなく、重要な炭素排出源の一つである自動車についても脱炭素を実現しなければならない。そのためには、当該地域内において炭素を排出しないEV・FCVのみが稼働することができるようにすることが必要である。

なお、本市が整備を予定しているグリーンフィールド型の脱炭素モデル地域（究極のゼロカーボン・デジタルタウン）は、街をゼロから計画的に建設するため、道路や建築物の配置を工夫することによって、住民の生活の質を概ね維持しつつ、かつ、実効性のある形で車両の流入をコントロールすることが可能である。

<規制改革の内容、住民合意の必要性、実施時期、>

（関係法令等別紙④）

本市の脱炭素化の実現のために必要があると認められるときは、本市内の指定する道路について、車両等の通行を禁止することができるものとする。

但し、本市の脱炭素化の実現のために支障がないと認められる車両（※）については、通行を認めるものとする（富士山等におけるマイカー規制と類似の取り扱いとする。）。

なお、本特例を活用した場合、道路や建築物の配置により生活の質の維持が可能であっても、当該区域や周辺区域の住民の生活に大きな影響を及ぼすため、地域住民の合意を得たうえでの計画決定が必要と認識。

また、対象となる道路は、究極のゼロカーボン・デジタルタウンの完成（2030年までに）の後、その内部や周辺の道路を想定しているが、指定することが可能な道路は順次指定されるよう取り組みたいと考えている。

（※） 通行を認める車両や車種が公表されることを想定（EV・FCVを想定）。

<規制改革の効果>

究極のゼロカーボン・デジタルタウンにおいて、自動車を含めた完全な脱炭素化を実現することが可能となる。

また、中長期的には、このような取り組みを市内外に横展開することで、本市、そしてわが国の脱炭素化に貢献することを想定している（海外では同様の取り組みが既に行われている。）。

2② 究極のゼロカーボン・デジタルタウンの内部及び周辺においては、二酸化炭素を排出しない車両のみ通行を可能とする特例を設ける規制改革（道路交通法第4条等）

<規制改革を巡る論点と本市の考え方>

① 道路交通法第4条の交通規制では目的を達成できないのか。

➡ 現行道路交通法第4条に基づく交通規制は、「道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要がある」と認めるときに都道府県公安委員会が行うことができるものである。

このうち「交通公害」は「道路の交通に起因して生ずる大気の汚染、騒音及び振動のうち内閣府令・環境省令で定めるものによつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」とされており、脱炭素化は合致しない。他の要件も同様であり、現行道路交通法第4条に基づく交通規制制度では、本市の目的は達成されないと認識している。

② 緊急自動車等の取り扱いはどうするのか。

➡ 緊急走行中の緊急自動車の通行等は認める予定（歩行者天国等と同様の取り扱い）。
その他、特に必要と認められる自動車については、通行を認める予定（工事車両や福祉車両を想定）。

③ 自動車運送事業者等の取り扱いはどうするのか。

➡ 自家用車と同様、EV・FCVのみ指定道路の通行を認める予定である。
このような取り組みを通じて、運送・旅客業界においても脱炭素化が進展することを期待している。

④ 住民生活に支障は生じないのか。

➡ 本市が現時点において究極のゼロカーボン・デジタルタウンの構築を想定している（旧）小田原少年院跡地は、神奈川県西地域最大のターミナル駅である小田原駅西口から徒歩5分程度の好立地であり、数多くの交通機関（鉄道5社、路線バス、タクシー等）を活用することが可能である。

加えて、本市ではEVカーシェアリングの推進等による脱炭素化にも取り組んでいる。EVカーシェアリングや脱炭素型のオンデマンドバス、電動カート等を活用して、住民の生活に支障をきたすことを防ぎつつ、脱炭素型交通の普及が可能と見込んでいる。

3① 金融機関が脱炭素関連事業を自ら営むことができるよう、 いわゆる「他業規制」の特例を設ける規制改革（銀行法第12条等）

<規制改革の必要性（地域課題）>

脱炭素型建物（ZEB・ZEH等）の建設やEV・FCVの普及、再生可能エネルギーの発電・売電をはじめとして、本市の脱炭素化の取り組みの主たる部分を担うのは民間企業であり、また、そうでなければ取り組みが自走、継続することはない（行政だけの努力で社会の在り方を変えることは困難）と認識している。

一方、本市においては様々な民間企業・団体が脱炭素関連事業に取り組んでいる状況にあるものの、本市並びに国の脱炭素の目標を実現するためには、更なる担い手の育成や誘致が必要不可欠である。

他方、脱炭素化や地域活性化の実現のためには、金融機関が資金調達面で貢献することが強く求められている。

このような状況にあって、金融機関には利潤追求と社会貢献を両立させるため、資金調達に協力するだけでなく、資金力やネットワークを活用して脱炭素化等に資する事業を営むことが望まれるが、現行法下では禁止されている。

<規制改革の内容、住民の合意の必要性、実施時期>

（関係法令等別紙⑤）

金融機関は、脱炭素社会の実現に資すると認められる事業（※1）について、銀行法12条など（※2）の規定にかかわらず、本市において自ら営むことができるものとする（現行法でも、システム販売、人材派遣、広告等の限られた業務を認める特例は設けられている。）。

なお、本特例は、住民生活に直接の影響を及ぼすものではないため、必ずしも市民の合意は必要ではないが、制度の円滑な運用のためには、事業者等と十分な意見交換を行い、理解を得ることが重要と認識。

また、本特例は、速やかに本市全域に適用されるよう、準備に着手したいと考えている。

（※1） ZEB・ZEHの整備・賃貸、再生可能エネルギーの創出・供給、EV・FCVの売買、農林産品の売買等を想定。

（※2） 信用金庫については信用金庫法第53条、信託銀行については信託業法第21条等

<規制改革の効果>

他業規制の特例は金融機関にとって魅力的であり（これまで業界団体として規制緩和を要望しているが実現できていない）、また、環境分野への取り組みは利潤追求と社会貢献の双方で将来性が高いため、金融機関が積極的に規制の特例を活用することが期待される。その結果、本市の脱炭素化について、資金力やネットワークに優れた担い手が参加することにより、自走的、継続的に進展していくことが見込まれる。

また、金融機関が本市に積極的に投資を行うことにより、本市の経済活性化につながることを期待される。

3① 金融機関が脱炭素関連事業を自ら営むことができるよう、 いわゆる「他業規制」の特例を設ける規制改革（銀行法第12条等）

<規制改革を巡る論点と本市の考え方>

① 金融機関が事業子会社を設立して脱炭素関連事業を行えば良いのではないか。

金融機関にはいわゆる「出資制限」も課されており、出資対象や出資期間に制限がある。現行法の下では、金融機関が本市の脱炭素化の取り組みの継続的な担い手となるような子会社を設立することには制限が大きく、事実上、困難であると認識している。

一方で、本市は出資制限についても規制の特例を提案しているが、仮に出資制限についても特例が設けられたとしても、子会社設立の負担や経営の効率性を考慮すれば、金融機関が直接事業を営むことの方が効果が低減するものではなく、業務の内容や将来性（資金回収までの期間等）などに応じて適切な資金が提供されることで、本市の脱炭素化に相乗効果を発揮すると考えている。

② 他業のリスクが銀行業に波及し、銀行の経営健全性が損なわれるのではないか。

本市が提案しているのは、本市の市域内における脱炭素関連事業に限定した規制の特例である。このように限定された事業を営むことによって、金融機関の経営健全性が大きく損なわれるとは考えにくい（本業や現行法で許容されている他業（システム販売、人材派遣、広告等）に比較して、著しくリスクが高いものとは考えていない。

そもそも、金融機関のリスクが大きいならば、産学「金」官での脱炭素化推進を進めることの妥当性に疑問符が付く。）。

加えて、金融機関が経営健全性を損なうリスクを負ってまで脱炭素関連事業を行おうとする場合には、金融制度上、経営上の抑止力が働くものと認識している。

③ 資金力がある金融機関が事業を行うことで、他の企業を圧迫するのではないか。

本市（並びにわが国）の脱炭素化の目標は「2050年の脱炭素社会実現」であるが、本市にとっては「高い目標」であり、その実現のためには公民が連携してあらゆる手段を動員しなければならないと認識している。

事業を営むことができる地域が本市内に限定されていることも併せて考慮すれば、このような状況（パイが余っている状況）の下で金融機関が事業を行ったとしても、他の企業を圧迫する（パイの奪い合いにおいて圧倒する）ことにはならないと見込んでいる。

3② 金融機関が脱炭素関連事業を営む会社に出資することができるよう、いわゆる「出資規制」の特例を設ける規制改革（独占禁止法第11条、銀行法第16条の2・4等）

<規制改革の必要性（地域課題）>

脱炭素型建物（ZEB・ZEH等）の建設やEV・FCVの普及、再生可能エネルギーの発電・売電から、ゼロカーボン・デジタルタウンの運営に至るまで、本市の脱炭素化の取り組みの主たる部分を担うのは民間企業であり、また、そうでなければ取り組みが自走、継続することはない（行政だけの努力で社会の在り方を変えることは困難）と認識している。

一方、本市においては様々な民間企業・団体が脱炭素関連事業に取り組んでいる状況にあるものの、本市並びに国の脱炭素の目標を実現するためには、更なる担い手の育成や誘致が必要不可欠である。

他方、脱炭素化や地域活性化の実現のためには、金融機関が資金調達面で貢献することが強く求められている。

このような状況にあって、金融機関には利潤追求と社会貢献を両立させるため、脱炭素化に資する事業を行う地域企業に出資することが望まれるが、現行法下では一定以上の出資は禁止されている。

<規制改革の内容、住民の合意の必要性、実施時期>

（関係法令等別紙⑥）

金融機関は、本市において脱炭素社会の実現に資すると認められる事業（※1）を営む会社に対して、独占禁止法第11条、銀行法第16条の2、同法第16条の4など（※2）の規定にかかわらず、出資を行うことができるものとする（現行法でも、地域商社、地域活性化事業会社等への出資を認める特例が設けられている。）。

なお、本特例は、住民生活に直接の影響を及ぼすものではないため、必ずしも市民の合意は必要ではないが、制度の円滑な運用のためには、事業者等と十分な意見交換を行い、理解を得ることが重要と認識。

また、本特例は、速やかに本市全域に適用されるよう、準備に着手したいと考えている。

（※1） ZEB・ZEHの整備・賃貸、再生可能エネルギーの創出・供給、EV・FCVの売買、農林産品の売買等を想定。
なお、ゼロカーボン・デジタルタウンの運営も、地域の産金官が出資した街づくり会社が担うことを想定。

（※2） 信用金庫については信用金庫法第53条の23・25 等

<規制改革の効果>

出資制限の特例は金融機関にとって魅力的であり、また、環境分野への取り組みは利潤追求と社会貢献の双方で将来性が高いため、金融機関が積極的に規制の特例を活用することが期待される。その結果、本市の脱炭素化について、担い手の資金力等が強化され、より自走的、継続的に進展していくことが見込まれる。

また、金融機関が本市に積極的に投資を行うことにより、本市の経済活性化につながることを期待される。

3② 金融機関が脱炭素関連事業を営む企業に出資することができるよう、いわゆる「出資規制」の特例を設ける規制改革（独占禁止法第11条、銀行法第16条の2・4等）

<規制改革を巡る論点と本市の考え方>

- ① 現行法においても、地域商社、地域活性化事業会社、ベンチャービジネス会社に対しては出資制限の特例が設けられているが、それでは足りないのか。

地域商社は「地域の優れた産品・サービスの販路を新たに開拓することで、従来以上の収益を引き出し、そこで得られた知見や収益を生産者に還元していく事業を営む会社」、地域活性化事業会社は「地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社」であって、本市の提案が目的とする「本市において脱炭素社会の実現に資する事業を営む会社」とは目的・事業内容が異なる（結果として特定の会社が双方の条件を満たすことはあり得る）。本市は結果として脱炭素化に資するのであれば、収益を目的として事業を営むことを歓迎する。

ベンチャービジネス会社に対する出資は、期限が15年に限られ、対象も設立後一定期間であること等規制が厳しく、投資専門会社を経由しなければならないなど手続き面でも規制がある。このような規制があるため、本市の脱炭素化を継続的、自立的に担う企業への出資は困難である。

- ② 危険性が高い会社への出資により、銀行の経営健全性が損なわれるのではないのか。

本市が提案しているのは、本市の市域内における脱炭素関連事業を行う会社に限定した出資規制の特例である。このように限定された出資によって、金融機関の経営健全性が大きく損なわれるとは考えにくい。

加えて、金融機関が経営健全性を損なうリスクを負ってまで脱炭素関連事業を行う会社に出資しようとする場合には、金融制度上、経営上の抑止力が働くものと認識している。

- ③ 資金力がある金融機関が支配する企業により、他の会社が圧迫されるのではないのか。

本市（並びにわが国）の脱炭素化の目標は「2050年の脱炭素社会実現」であるが、本市にとっては「高い目標」であり、その実現のためには公民が連携してあらゆる手段を動員しなければならないと認識している。

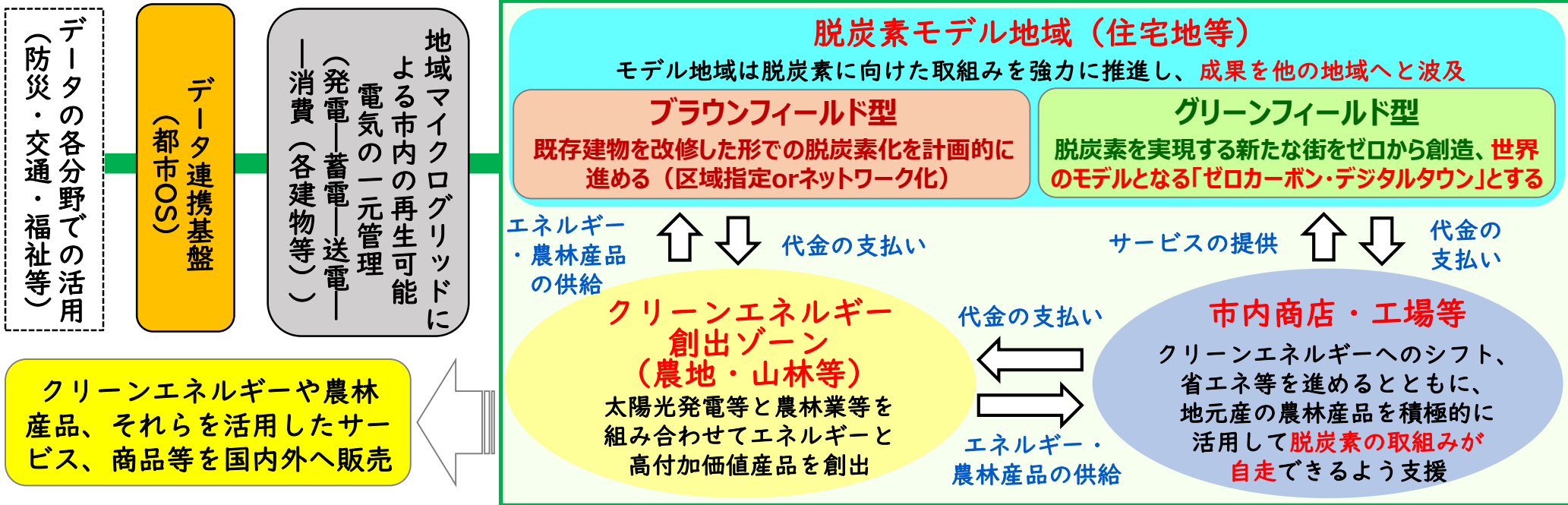
脱炭素に資する事業の範囲が広範であること、出資対象が本市内で事業を営む会社に限られていることを併せて考慮すれば、このような状況の下で金融機関の出資規制に特例を設けたとしても、当面、健全な競争が阻害されることにはならないと見込まれる（パイが余っている状況で奪い合いが生じるとは考えにくい。）。

クリーン&スマート城下町“ODAWARA”計画 (イメージ)

参考

～ デジタル技術と規制改革を活用し、産学金官で連携して「脱炭素」と「エネルギーと経済の地域好循環」を実現 ～
＜スーパーシティ & 脱炭素先行地域 & デジタル田園都市国家構想の先駆けを目指す＞

＜目標＞ 市内に「脱炭素モデル地域」を構築。同地域では**2030年まで**(※1)に、本市全域でも遅くとも**2050年までに、脱炭素**(※2)と地産地消を軸とした**エネルギーと経済の地域好循環**を達成。成果(培った技術や知見等)は市の内外へ横展開する。
(※1) 可能となったサービスや規制改革は速やかに実装へ (※2) 民生部門の温室効果ガス排出実質ゼロ



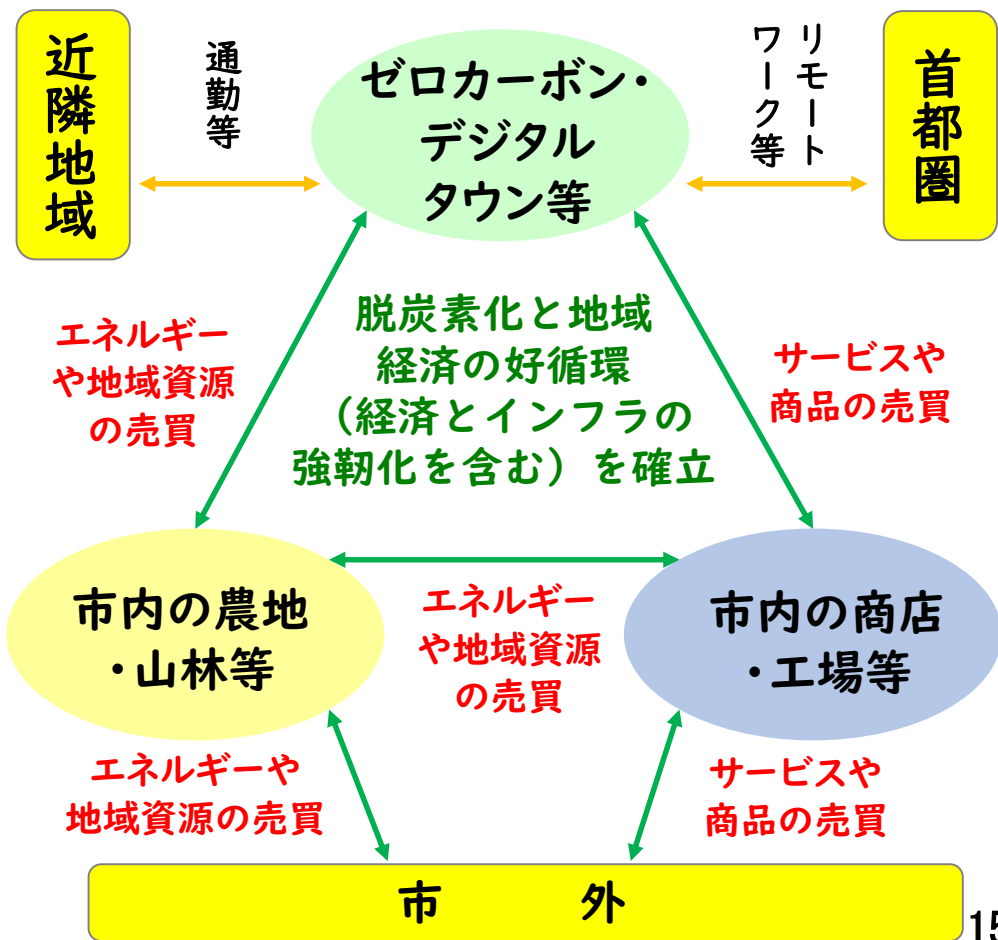
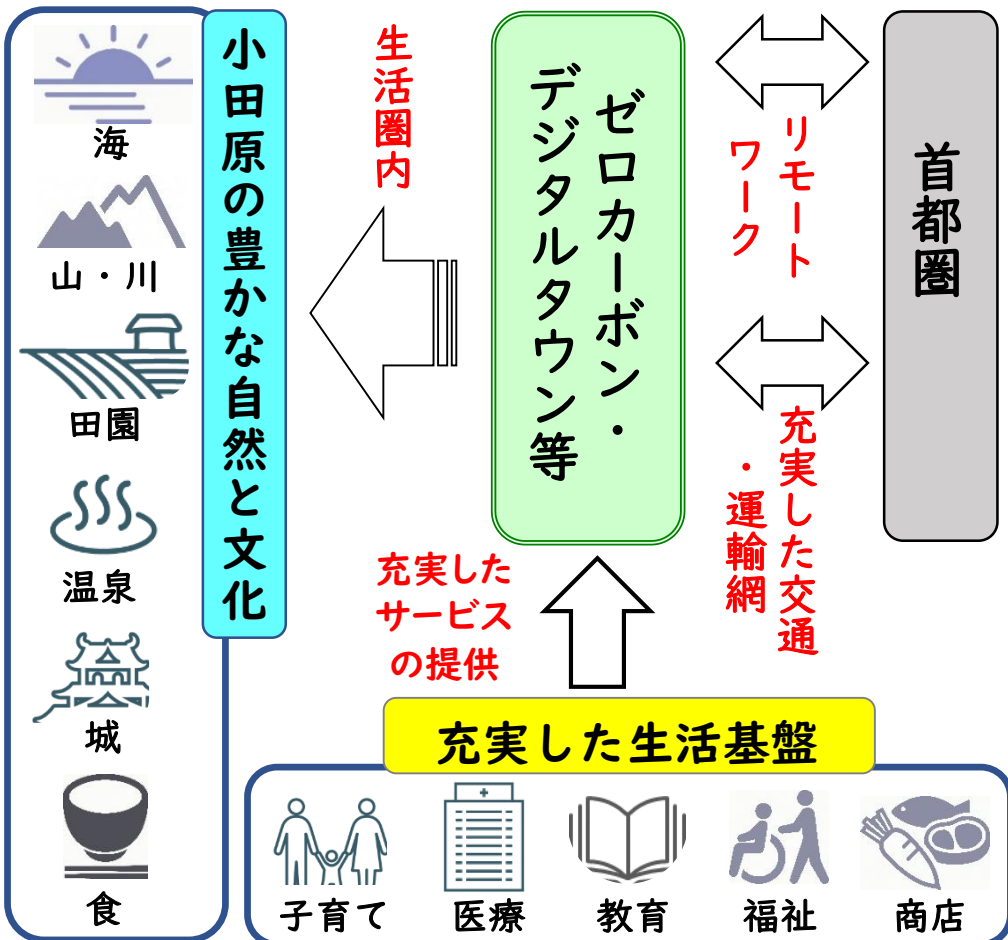
＜小田原市の計画の特色 (小田原だからできること) ＞

- これまで培ってきた市民・企業等の高い環境意識を基に、市街地に「グリーンフィールド型脱炭素モデル地域」として、温室効果ガス排出実質ゼロを目指す数ha規模の街を、産学金官の連携で新規に建設。
- これまで、経済産業省、環境省等と共同で構築してきた地域マイクログリッド、VPP等を活用することにより、市内全域において、再生可能電気を発電-蓄電-送電-消費まで一元管理(個々のソーラーパネルから各家庭に至るまで一元的に管理することが可能)。また、地域マイクログリッド等のデータについて、データ連携基盤(都市OS)を通じて他分野で活用することを可能とする。(例:発電量、蓄電量等のデータを活用して、災害発生時、避難所等にEVで継続的に電力供給を行う。)
- 本計画は「スーパーシティ構想」の一翼として位置づけていることから、規制改革を活用した強力な施策を推進することを可能とする。(建築基準法、都市計画法等の規制改革による脱炭素社会の実現を提案しており、認められれば全国唯一の施策展開が可能となる。)

小田原市が本計画を通じて実現したいこと

1. 自然と文化に彩られた小田原で、リモートワークと充実した交通網を活用しながら、「豊かさ」と脱炭素化とを両立させた上質な生活を自分らしく実現できる場として「ゼロカーボン・デジタルタウン」等を構築する。このような取り組みを通じて、わが国のデジタル田園都市国家構想の先駆けとなり、本市の脱炭素化を実現するとともに、コロナ禍以降続いている人口の社会増を加速する。

2. エネルギーと地域資源（農林水産品等）の地産地消及び市外への販売を進めることで、本市の脱炭素化と地域経済の好循環確立との両立を実現する。エネルギーの地産地消を進めることや、再生可能エネルギーに対応した都市を構築することは、本市や近隣地域のエネルギー自給率の向上と災害時のインフラの確保等に有効であり、本市等の経済や災害対応力の強靭性を高める効果もある。



本計画の性質（「スーパーシティ構想」であることの理由）

1. 包括的で独自性が高い規制改革の必要性

本市の計画が目指すのは、「脱炭素」と「地産地消を軸としたエネルギーと経済の地域好循環」とを達成し、縁ある人々が小田原において「豊かさや脱炭素化とを両立させた上質な生活」を自分らしく実現できるようにすることを通じて、わが国の脱炭素先行地域、そしてデジタル田園都市国家構想の先駆けとなることである。このような取り組みの主要部分を担うのは民間であり、また、そうでなければ取り組みが自走、継続することはないものと認識している。

そのためには、本市において、市民と企業が脱炭素型の街づくり、そして、その街での生活と経済活動に魅力・メリットを感じ、自らそれを選択していただくようにしなければならない。

これらを持続的に可能とするためには、補助制度を設けるのではなく、街の姿そのものを、脱炭素・再生エネルギーの普及に対応し、かつ、そのことによって生活や経済活動にメリットが生まれるようにすることが必要である。

このような理念を実現するため、既存の街の姿を形づくっている規制を包括的に改革し、新たな理念に基づく「小田原ならではの」街を創り出すことができるようにすることが必要である。

- (例) ・ 脱炭素型の建築物しか建設できないが、既存の都市計画関係法令の多くを適用しない街をゼロから計画的に整備
- ・ 地元産の木材を使用した建築物を建設する場合には、土地の用途に係る規制の多くが適用されない
 - ・ 所有者不明土地に脱炭素社会の実現に資する施設を整備する場合には、利用に係る制限の多くが適用されない

2. 住民合意の必要性

街の姿を変えようとする場合には、隣接する既存の街と整合的なものになるように調整する（異なる規制が適用されることによるリスク、不利益、不公平感等が許容される水準となるようにする）ことが必要である（例：容積率や高さの制限が緩和されたことにより、近隣の居住環境が悪化してトラブルが生じることがないようにする。）。

周辺に住宅等が存在しないグリーンフィールド型の街であれば、許容される水準にするのは難しくないと認識しているが、本市が建設しようとしているグリーンフィールド型の街（ゼロカーボン・デジタルタウン）は市街地の中にあり、また、規制改革の提案はブラウンフィールド型の提案が多数を占めている。

結果として、本市が提案している規制の特例の過半が周辺の居住環境等に影響を及ぼすものであり（再提案を行っている11件のうち6件）、それ以外の提案も、円滑な運用のためには関係する住民や事業者と協議し、その理解を得ながら進めることが必要なものである。

このため、住民合意を前提として、域内独自の規制を設定する「スーパーシティ構想」でなければ、本市が提案する規制改革を適切に、あるいは円滑に進めることは困難である。

新技術と大胆な規制改革を活用して「脱炭素」と「エネルギーと経済の地域好循環」を目指す街を2030年までに**新規に建設**する。

デジタルタウンには創エネ（太陽光発電等）と省エネを組み合わせた脱炭素型の建築物（ZEB・ZEH）のみを整備

- ・都市計画と容積率、接道要件等の特例などを通じて脱炭素型建築物の建設（ZEB・ZEH）を強力に推進（**建築基準法、都市計画法等の特例**）
- ・新技術の活用とリサイクルの徹底で「ゴミゼロタウン」を実現（プラスチックゴミのケミカルリサイクル、ロボットによるゴミの分別等）

都市OSを活用し街全体をカバーする情報プラットフォームを構築、データを活用した住民福祉の劇的な向上へ

- ・スマートメーターと地域マイクログリッドで、電気・ガス・水道のデータや市内全域の太陽光発電-蓄電-送電量データ等を収集・分析して、環境、防災、福祉、未病等の各分野で利便性の高い形で活用（**電気事業法等の特例**）

エネルギーや資源の地産地消を軸に好循環を構築

- ・農山村で太陽光発電を促進、電気を市街地に供給（**農地法等の特例**）
- ・地元産の木材を活用して高層ビル等を建築し、森林を維持・拡大へ（**建築基準法等の特例**）

人と都市に優しい
環境配慮型交通の徹底

- ・指定した道路はEVやFCV等を除いて通行を制限（**道路交通法等の特例**）
- ・水素ステーションの設置を促進（**建築基準法等の特例**）
- ・EVカーシェアリングを推進（**建築基準法等の特例**）
- ・街の中心部の道路は広場としても活用可能に

ゼロカーボン・デジタルタウンに送られるエネルギーはすべてクリーンエネルギー

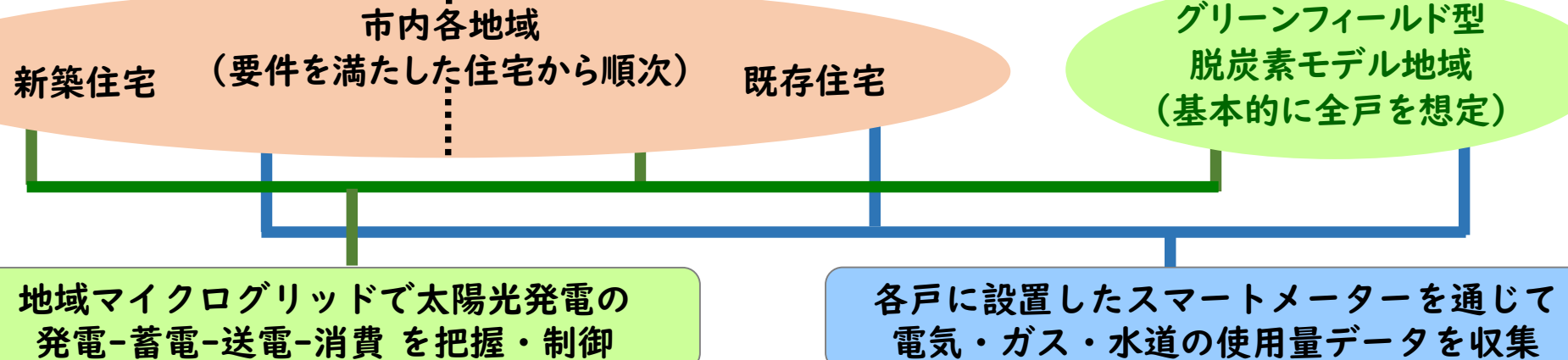
- ・地域マイクログリッドを活用し、街に送電される電気はクリーンエネルギーのみ
- ・災害時にはEVを「動く蓄電池」として活用、非常用電源を供給する「安全な街」へ

産学金官が連携して自走的な街の整備・運営を実施

- ・地域の産金官が出資を行い、街の整備・運営を行う会社や脱炭素に資する事業を行う会社を設立（**銀行法等の特例**）
- ・地域の産学金官が業種の垣根を越えて脱炭素に資する事業に取り組む（**銀行法等の特例**）
- ・住民のデジタルと環境に係る知見を向上（**教育免許法等の特例**）

クリーン&スマートライフ情報プラットフォーム (CSLIP・仮称)の構築について

参考



データ連携基盤 (都市OS)

電気・ガス・水道のデータを一元的に把握
することで、精緻かつ幅広い分析が可能

都市OSを通じて分析データを
他分野で活用可能

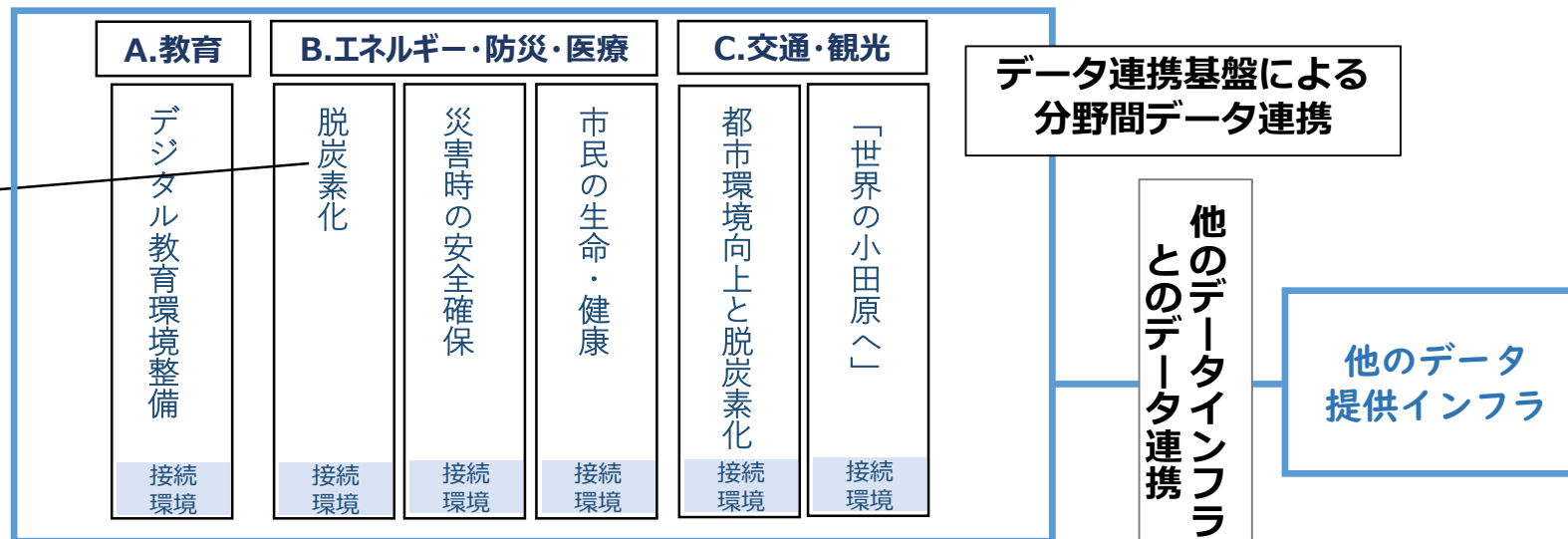
- <活用例 (個人情報への活用は本人の事前同意が基本・マイナンバーとの連携により更なる利便性向上が可能) >
- ・ 災害時にライフラインを確保 (大規模災害時にどこでどれだけの発電・蓄電が行われているのかをリアルタイム (厳密にはリアルタイムではないが、情報の活用方法に応じた適切な頻度。以下同じ。)) で把握して必要な場所に送電)
 - ・ 災害時の避難誘導を円滑化 (スマートメーターの稼働状況で住民の在宅状況や市内の大規模火災・浸水等の発生を把握)
 - ・ 各戸の電気・ガス・水道の使用量を通じた生活リズムの把握による市民の健康増進 (例: 食事の時間が不規則な方への栄養指導、生活が不規則な子どもたちへの助言、病気の兆候を感じる方への医療的な助言 (未病推進))
 - ・ リアルタイムでの電気・ガス・水道等の使用量データ把握による市民の安全確保 (例: 独居高齢者の見守り (健康・安全な生活か)、新型コロナウイルス感染症等で在宅療養している方の生活状況を観察 (同))、市民の利便性向上 (例: 在宅情報を運送事業者と共有して配達時の不在を防ぐ)
 - ・ 各戸の電気・ガス・水道等の使用量、太陽光発電量を把握したうえでのきめ細やかな省エネの推進

データ連携基盤により可能となる先端的サービス（更新）

参考

本市が構築する**データ連携基盤**において、「クリーン&スマートライフ情報プラットフォーム（CSLIP・仮称）」との接続や「究極のゼロカーボン・デジタルタウン」の建設等により、**複数分野のデータを連携させる（重ね合わせる）ことによる先端的サービスの質・量がさらに充実する。**

CSLIP、地域マイクログリッド、ゼロカーボン・デジタルタウンの都市データ等



<複数分野のデータを連携させることによる先端的サービスの内容（例）>

- 電気・ガス・水道等の使用量データから把握される生活状況（食事、就寝の時間等）と電子カルテとの連携で、生活習慣病の診療・経過観察や感染症患者の在宅療養中のケアが可能に。
- 電気・ガス・水道等の使用量データから把握される子どもや高齢者の生活状況（生活が不規則になっていないか等）と教育データ（成績、言動等）・福祉データ（年齢・持病等）との連携により、きめ細やかなケアが可能に。
- 年齢、活動履歴、趣味等のデータと交通のデータとの連携により、観光の提案と最適な交通手段の一括管理が可能に。
（具体例：その人に最適な観光スポットやイベントとそこまでの最適な交通手段をまとめて提案・手配）
- 災害時に気象データ（災害発生状況、天候等）・防災データ（消防隊員、資機材、避難場所等の状況等）・福祉データ（災害弱者の状況等）・エネルギーデータ（発電・蓄電量、被害箇所等）・都市データ（被害箇所等）などを総合的に連携させることにより、安全な避難経路・避難場所の確保やライフライン供給の円滑化等が可能に。
- 気象データと交通データの連携により、ゲリラ豪雨発生時のタクシー等の集中配車等、交通弱者の保護が可能に。